

## 上市町全国大会等参加旅費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成2年上市町規則第2号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、上市町全国大会等参加旅費補助金（以下「旅費補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 全国大会 文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会その他社会教育団体が主催するスポーツ大会又は文化大会であって、県予選会等を経て、又は国県等の推薦若しくは選抜により出場する全国規模のものうち、県外で開催されるもの（国民スポーツ大会を除く。）をいう。
- (2) 北信越大会 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会又はそれに準ずると町長が認める大会であって、県予選会等を経て、又は県等の推薦若しくは選抜により出場する北信越規模のものうち、県外で開催されるものをいう。
- (3) 児童 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童をいう。
- (4) 生徒 学校教育法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- (5) 保護者 当該児童又は生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(旅費補助金の交付)

第3条 町長は、児童及び生徒の健康及び体力の向上並びに児童及び生徒のスポーツ活動及び文化活動の促進を図るため、次条に規定する旅費補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）の全国大会又は北信越大会（以下「全国大会等」という。）の参加に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、旅費補助金を交付するものとする。

(対象者)

第4条 対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 上市町（以下「町」という。）に居住している者であって、町の住民基本台帳に登録されているものであること。
- (2) 次のア又はイに該当する者であること。
  - ア 大会の個人種目部門に出場する選手又は当該選手の監督、コーチ等として選考され、派遣される者
  - イ 大会に出場するチームの選手又は当該チームの監督、コーチ等として選考され、派遣される者

2 前項第2号イに規定するチームは、町に活動の拠点を置く団体であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) チームの名称に他市町村の地名、名称等を使用していないこと。
- (2) 出場する大会において、登録された選手、監督、コーチ等のうち、前項第1号に規定する要件を満たすものが過半数を占めること。

(対象となる経費)

第5条 旅費補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象者が全国大会等に参加するために要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費

(旅費補助金の額)

第6条 旅費補助金の額は、対象者が支払った対象経費の合計額（ただし、宿泊費については対象経費の上限を10,000円とする。）から旅費補助金以外の補助金、寄附金等の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。

2 宿泊費について、補助対象経費を支払ったことを証する書類を添付することができない場合には、1泊につき次の各号に掲げる額のいずれかの額を対象経費の上限とする。

- (1) 全国大会 10,000円
- (2) 北信越大会及び地域ブロック大会 5,000円

(交付申請書兼実績報告書の様式等)

第7条 規則第3条及び第12条に規定する補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書の様式は、上市町全国大会等参加旅費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。）とし、当該申請及び実績報告の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大会の開催要項及び出場が確認できる書類（出場登録者名簿等）の写し
- (2) 予選結果のわかる書類又は競技団体からの推薦書の写し
- (3) 全国大会等の成績書（結果がわかるもの）の写し
- (4) 収支報告書
- (5) 対象経費（交通費及び宿泊費）の領収書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 旅費補助金の交付を申請することができる者は、全国大会等に出場するチームを構成する者のうち、その代表するもの若しくはその保護者（補助金の交付を受ける見込みの者が1人である場合は、当該者）又は全国大会等の個人種目部門に出場する選手の保護者とする。

3 申請書兼実績報告書の提出期限は、当該全国大会等が終了した日から30日を経過

する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(審査及び額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書兼実績報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると決定した場合は、補助金の額を確定した上で上市町全国大会等参加旅費補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)によって申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付することが不適当であると決定した場合は、上市町全国大会等参加旅費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によって申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

上市町長 宛て

申請者（実際に選手を養育する保護者又はチーム代表者（口座名義人））

住所

氏名

電話番号

メール

上市町全国大会等参加旅費補助金交付申請書兼実績報告書

標記補助を受けたいので、上市町全国大会等参加旅費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請（実績報告）します。なお、上市町長がこの申請の内容を確認するため、申請者及び生徒の住民基本台帳を閲覧することに同意します。

出場選手※	住 所			
	氏 名		年齢	
	所属団体名			
人 数	①出場選手_____人      ②帯同指導者_____人      ③合計_____人			
種 目		大 会 名		
大会開催地				
大会開催日				
確 認 欄	<input type="checkbox"/> 前泊      なし・あり（理由： _____） <input type="checkbox"/> 移動手段      自転車・公共交通機関・その他（ _____） <input type="checkbox"/> 上市町以外から補助金（激励金等）      なし・あり（ _____）			

【添付資料1】出場する大会の開催要項及び出場が確認できる書類（出場登録者名簿等）の写し

【添付資料2】予選結果のわかる書類又は競技団体からの推薦書の写し

【添付資料3】全国大会等の成績書（結果がわかるもの）の写し

【添付資料4】収支報告書

【添付資料5】対象経費の領収書（交通費、宿泊費）の写し

【添付書類6】その他町長が必要と認める書類

振込先（実際に選手を養育する保護者又はチーム代表者（口座名義人）のみ可）

金融機関名			支店名	
預 金 種 目	普通	・ 当座	口 座 番 号	
口座名義人	フリガナ			
	氏 名			

添付書類     債権者登録書     通帳等口座情報が確認できるものの写し

様式第2号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

上市町長

上市町全国大会等参加旅費補助金交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった標記補助金については、下記のとおり交付することを決定し、及びその額を確定したので、上市町全国大会等参加旅費補助金取扱要綱第8条の規定により通知します。

記

補助金の交付決定額及び確定額 金 円

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

上市町長

上市町全国大会等参加旅費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、標記補助金については、次の理由により不交付とすることに決定しましたので、上市町全国大会等参加旅費補助金取扱要綱第8条の規定により下記のとおり通知します。

（不交付の理由）